

お知らせ



彩の国・年末年始の交通事故防止運動を実施します

運動実施期間 12月15日(水)～平成17年1月3日(月)

重点目標 ▼夕暮れ・夜間の交通事故防止 ▼飲酒運転などの無謀運転の追放

問い合わせ 交通安全課 (☎2998-9140・FAX2998-9162)

国民健康保険税の夜間・休日特別納税相談窓口を開設します

国民健康保険税が夜間・休日にも納税できますので、ご利用ください。期間中は、電話による納税相談も受け付けています。分割納付などができるので、「ご相談ください」。

◎災害や事情により、保険税の減額や免除が認められることがあります。▼夜間：12月13日(月)～17日(金)／午後5時～8時 ▼休日：12月19日(日)／午前8時30分～午後5時

とくろ 市役所1階・国保年金課 問い合わせ 国保年金課 (☎2998-9131・FAX2998-9161)

中小企業経営者向け金融・経営無料よさ相談会のご案内

埼玉県信用保証協会の職員(中小企業診断士)による、金融・経営全般にかかる相談会です。資金調達や事業経営について、「ご相談ください」。

とくろ 12月3日(金)、平成17年1月7日(金)／いずれも午後1時30分～4時30分

◎原則として、毎月第1金曜日に開催しています。

とくろ いずれも市役所2階203会議室

【情報館】●特にごとわりのないものは12月1日(水)から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。

対象 中小企業経営者(個人・法人問わず)

◎当日先着順です。直接会場へお越しください。また、来場者が多数の場合は、相談時間の制限があります。問い合わせ 商工労政課 (☎2998-9155・FAX2998-9162)

製造事業所の皆さんへ 統計調査にご協力ください

12月31日現在で、製造事業所の実態を調査する「平成16年工業統計調査」を行います。12月から来年の1月にかけて調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密を厳守しますので、数字などを正確にご記入ください。

問い合わせ 情報統計課 (☎2998-91036・FAX2998-9153)

火災のときは「ウーウカンカン」

消防本部では、市民の皆さんが災害の種別を認識できるように、11月9日より消防車のサイレン音を、火災とそれ以外のものにわかりやすく区分しました。

消防本部では、市民の皆さんが災害の種別を認識できるように、11月9日より消防車のサイレン音を、火災とそれ以外のものにわかりやすく区分しました。

消防本部では、市民の皆さんが災害の種別を認識できるように、11月9日より消防車のサイレン音を、火災とそれ以外のものにわかりやすく区分しました。

消防本部では、市民の皆さんが災害の種別を認識できるように、11月9日より消防車のサイレン音を、火災とそれ以外のものにわかりやすく区分しました。

消防本部では、市民の皆さんが災害の種別を認識できるように、11月9日より消防車のサイレン音を、火災とそれ以外のものにわかりやすく区分しました。

消防本部では、市民の皆さんが災害の種別を認識できるように、11月9日より消防車のサイレン音を、火災とそれ以外のものにわかりやすく区分しました。

消防本部では、市民の皆さんが災害の種別を認識できるように、11月9日より消防車のサイレン音を、火災とそれ以外のものにわかりやすく区分しました。

消防本部では、市民の皆さんが災害の種別を認識できるように、11月9日より消防車のサイレン音を、火災とそれ以外のものにわかりやすく区分しました。

消防本部では、市民の皆さんが災害の種別を認識できるように、11月9日より消防車のサイレン音を、火災とそれ以外のものにわかりやすく区分しました。



●火災(建物火災・車両火災・枯れ草火災等)：サイレンとともに鐘を鳴らし、「ウーウカンカン」

固定資産税・都市計画税の課税に関するお知らせ

■住宅建て替え中に1月1日を迎える土地の所有者の方へ

平成17年1月1日(賦課期日)において住宅を建て替え中(未完成)の土地で、次の①～⑥の要件をすべて満たす土地については、住宅用地としての軽減措置を継続します。該当する方は申告してください。

- ①平成16年1月1日に住宅があったこと(住宅用地であったこと)
- ②平成17年1月1日に住宅の建て替え工事に着手していること
- ③平成17年12月31日までに住宅が完成すること
- ④原則として、建て替えの前後で敷地が同じであること
- ⑤原則として、平成16年1月1日と17年1月1日の土地所有者が同じであること(共有となっても可)
- ⑥原則として、平成16年1月1日と17年1月1日の住宅所有者が同じであること(共有となっても可)

■住宅用地に係る軽減措置

- ・小規模住宅用地の課税標準額については、固定資産税は評価額の6分の1、都市計画税は3分の1を上限とします。
- ・一般住宅用地の課税標準額については、固定資産税は評価額の3分の1、都市計画税は3分の2を上限とします。

◎小規模住宅用地とは、住宅用地のうち200㎡までの部分をいい、一般住宅用地とは200㎡を超える部分で、家屋の床面積の10倍までの部分をいいます。

■家屋調査

市では、平成16年中に建物(車庫、物置等を含む)を新築・増築または取り壊した方を対象に、固定資産税のための家屋調査を実施しています。調査がお済みでない方は、資産税課へご連絡ください。評価補助員証を携行した調査員が伺います。家屋調査へのご協力をお願いします。

◎この調査は、地方税法第408条(固定資産の実地調査)に基づく実地調査です。

■平成17年度償却資産の申告

固定資産税は、土地や家屋のほか事業用資産(償却資産)も課税の対象となります。市内で事業をしている方は、平成17年1月1日現在所有している事業用資産(償却資産)について申告書を作成のうえ、資産税課へ提出してください(郵送可)。

12月20日(月)までに申告書が届かない場合は、ご連絡ください。また、法定申告期限は1月末日(土・日曜日、祝休日の場合はその翌日)となっていますが、事務処理の都合上、平成17年1月20日(木)までに申告くださるようご協力をお願いします。

申告先・問い合わせ 市役所2階・資産税課(〒359-8501・並木1-1-1/☎2998-9068・FAX2998-9409)

救助などそれ以外の災害：「ウーウ」のサイレンのみ、「ウーウー」のサイレンのみ、消防本部警防課(☎2922-5117・FAX2924-5186)

下水道排水設備指定工事店を指定しました

次の工事店を10月1日付けで、所沢市下水道排水設備指定工事店に指定しました。

【事業者名等】

●山二建設(株)(東新井町254-1/☎2994-5527/代表者・二上隆雄)

●株テラ埼玉営業所(小手指町1-26-10/☎2903-9880/代表者・高田 滋)

問い合わせ 下水道総務課(☎2998-9213・FAX2998-9408)

労働相談のご案内

とくろ 12月8日(水)／午後1時～4時

とくろ 市役所2階203会議室

内容 労使間のトラブル、日ごろ疑問に感じていること、直面している問題等

対象 勤労者(パート・アルバイトを含む)、事業主

相談員 社会保険労務士、埼玉県西部労働工センター職員

◎就業規則・給料明細・離職票等、資料があれば持参してください。

問い合わせ 商工労政課(☎2998-9155・FAX2998-9162)

省エネは地球にやさしい「スマートチャレンジーエコレンダー」

エコレンダーを使って、家庭で環境にやさしい生活にチャレンジしてみませんか。

チャレンジする方へ、「2005年版エコレンダー」を配布します。

配布日/場所 12月上旬/市役所5階・環境総務課、各出張所等

配布数 3,000部(先着順) 問い合わせ 環境総務課(☎2998-9133・FAX2998-9394)

「じまは早くおまつり」 年末年始は「じまの量」がピークに

年末年始は、ごみの排出量が年間1日排出量の2倍にもなります。これらのごみを処理するために、クリーンセンターでは大変苦慮しています。一層のごみの減量と分別の徹底にご協力ください。

また、この時期に集中しないよう早めに「ごみ」を出してください。

■年末年始のごみ収集および搬入

年末のごみ収集は、12月30日(木)まで通常どおり収集します。年始のごみ収集は、1月4日(火)から通常どおり収集します。

また、クリーンセンターにごみを自己搬入する場合も、収集と同じ日程で「ごみ」の受け入れをします。なお、年末の12月29日(水)、30日(木)は大変込み合いますので、できるだけ早い時期に搬入していただくようお願いいたします。

◎12月31日(金)から来年の1月3日(日)までは、クリーンセンターが年末年始の休みのため、ごみの収集および

クリーンセンターへの搬入受入はしません。

問い合わせ 廃棄物対策課(☎2998-9146・FAX2998-9394)

指定給水装置工事業者を指定しました

次の事業者を所沢市指定給水装置工事業者に指定しました。

【事業者名等】

●大黒設備工業(株)(武蔵村山市三ツ木1-36-1/☎042-560-8679)

●株杉山設備(川越市大字今福1024-24/☎049-242-1025)

●株ナリウチ設備(東松山市松本町1-2-8/☎0493-22-1106)

●株ホーミング埼玉(上尾市瓦葺790-1/☎048-721-8411) 問い合わせ 水道部給水課(☎2921-1082・FAX2921-1094)